

## カジノ管理委員会行政文書管理規則の制定について

### (概要)

#### 1 制定の趣旨

カジノ管理委員会の設置については、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成28年法律第115号、平成28年12月26日公布、以下「推進法」という。）第11条の規定により、「内閣府に外局として置かれるもの」とされ、また、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号、平成30年7月27日公布、以下「整備法」という。）第213条の規定において、「内閣府設置法第49条第3項の規定に基づいて、カジノ管理委員会を置く」とされている。

設置の時期については、整備法附則第1条第3号に「公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、特定複合観光施設区域整備法の一部の施行期日を定める政令（政令第134号、令和元年10月24日施行。）において、施行期日は令和2年1月7日とするとされたところ。

新たな国の行政機関としてカジノ管理委員会が新設されることに伴い、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第10条第1項の規定に基づき、カジノ管理委員会行政文書管理規則を制定するもの。

#### 2 制定の内容

カジノ管理委員会行政文書管理規則案は、概ねガイドラインの規定例を踏まえた規定となっている。また、一部の項目については、内閣府本府、個人情報保護委員会、及び特定複合観光施設区域整備推進本部の行政文書管理規則等を参考とした規定となっている。

#### 3 今後のスケジュール

施行：令和2年1月7日